

デジタル防災行政無線に関する ARIB標準規格の概要

2008年6月26日

社団法人 電波産業会
規格会議WG事務局

電波産業会とは (ARIBの概要)

■ 名称

社団法人電波産業会 【略称 ARIB (アライブ)】

■ 会員 (平成20年6月1日現在)

正会員 268
賛助会員 3

■ 所在地

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番1号 日土地ビル

■ 所管官庁

総務省
(http://www.soumu.go.jp/menu_03/syokan/koueki/index.html)

■ 設立

平成7年5月15日

■ 指定法人

平成7年6月16日電波法の規定による「電波有効利用促進センター」として郵政大臣から指定され、また、平成13年8月20日電波法の規定による「指定周波数変更対策機関」として総務大臣から指定された。

■ 登録法人

平成16年9月7日電波法の規定による「登録周波数終了対策機関」として総務大臣から登録された。

目的

ARIBは、通信・放送分野における電波利用システムの実用化及びその普及を促進し、電波産業の健全な進歩発展を図る観点から、電波の利用に関する調査、研究、開発、コンサルティング等を行い、もって公共の福祉を増進することを目的としています。

事業

ARIBは、総務大臣指定の「電波有効利用促進センター」及び「指定周波数変更対策機関」として、次の事業を行っています。

- 1 通信・放送分野における電波の利用に関する調査、研究及び開発
- 2 通信・放送分野における電波の利用に関するコンサルティング、普及啓蒙並びに資料又は情報の収集及び提供
- 3 通信・放送分野における電波利用システムに関する標準規格の策定
- 4 通信・放送分野における電波の利用に関する関連外国機関との連絡、調整及び協力
- 5 電波法第71条の2に規定する特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務
- 6 前各号の事業に附帯する事業
- 7 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ARIB標準規格とは

<ARIB標準規格の位置付け及び手順>

電波利用システムの標準規格



標準規格策定の手順



都道府県・市町村デジタル移動通信システム 標準規格(ARIB STD-T79,T80)概要

規格番号	ARIB STD-T79
標準規格名	都道府県・市町村デジタル移動通信システム
策定年月日	2001年9月6日
規格概要	<p>本標準規格は、無線設備規則第57条の3の2に規定される260MHz帯における狭帯域デジタル通信方式のうちTDMA方式による都道府県・市町村デジタル移動通信システムの無線区間インタフェースを規定したものである。</p> <p>(なお、本標準規格は、同規則同条中変調方式が4値デジタル($\pi/4$シフトQPSK方式)及びチャンネル間隔が25kHzのものに該当する。)</p>

規格番号	ARIB STD-T80
標準規格名	都道府県・市町村デジタル移動通信システム TYPE2
策定年月日	2001年9月6日
規格概要	<p>本標準規格は、無線設備規則第57条の3の2に規定される260MHz帯における狭帯域デジタル通信方式のうちTDMA方式による市町村デジタル移動通信システム(以下「公共用システム」という。)の無線区間インタフェースを規定したものである。</p> <p>(なお、本標準規格は、ETSIで標準化されているTETRA方式を引用している。)</p>

改定の概要

版数	策定又は改定年月	改定の概要
2.2版	2006.9.28	<ol style="list-style-type: none"> 相互接続を担保すべき項目を添付資料Jとして追加。 誤記訂正、説明追加。
2.1版	2005.11.30	<ol style="list-style-type: none"> 製造者番号の割り当ての追加。 スプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準の改正に伴うスプリアス発射等の定義、許容値、経過措置、測定法の改定等。
2.0版	2004.9.28	<p>メーカー機器間の相互接続の確実性を確保するための適正化を図った。また、電波法関係審査基準が一部改正され、260MHz帯を用いた都道府県防災デジタル通信システムの導入が可能となったことに伴い、本標準規格で規定するシステムの対象を市町村のみから都道府県まで拡大するための機能拡張を行った。これに伴い、「市町村デジタル移動通信システムTYPE1標準規格」から「都道府県・市町村デジタル移動通信システム標準規格」に名称変更した。</p>
1.1版	2002.3.28	必須の工業所有権に係る確認書の提出に伴う改定
1.0版	2001.9.6	策定

改定の概要

版数	策定又は改定年月	改定の概要
2.0版	2007.5.29	<p>システムの対象を市町村のみから、都道府県まで拡大するための機能拡張を行い、標題を「市町村デジタル移動通信システムTYPE2標準規格」から、「都道府県・市町村デジタル移動通信システムTYPE2標準規格」に変更。</p>
1.2版	2005.11.30	スプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準の改正に伴うスプリアス発射等の定義、許容値、経過措置、測定法の改定等。
1.1版	2002.3.28	必須の工業所有権に係る確認書の提出に伴う改定
1.0版	2001.9.6	策定

海外のETSIのTETRA規格ベース (Terrestrial Trunked Radio)

国内の自営無線規格STD-39ベース

当面の標準規格上の課題

- 異メーカー間の相互接続性の詳細検証
- 必要に応じて、標準規格への反映